

国民健康保険に加入されているみなさまへ

コクホのはなし【医療費の支払いについて】

★医療機関に支払う医療費（一部負担金）について

医療機関を受診するときは、医療機関窓口で保険証などを提示し、医療費（保険適用外の診療や入院中の食事代は除きます）のうち、自己負担割合に応じた額（以下、「一部負担金」という）をお支払いいただきます。

＜自己負担割合＞

義務教育就学前	義務教育就学～69歳	70歳※～74歳	
		（現役並み所得者）	（左記以外）
2割	3割	3割	2割

※ 70歳の誕生日の翌月（1日生まれの方はその月）から対象です。

★一部負担金が高額な場合は？（限度額適用認定証について）

医療機関で支払う一部負担金が高額になる場合、「限度額適用認定証」を提示することにより、医療機関への支払いが自己負担限度額までとなり、それを超える額については支払う必要がなくなります。（住民税非課税世帯の方は、入院中の食事代も一部減額となります。）適用開始は、申請した月の初日からとなりますので、お早めにお手続きください。

【対象となる方】

69歳以下で原則、国民健康保険料を滞納していない方

70歳～74歳で所得区分が「現役並み所得者Ⅰ・Ⅱ」と「低所得者Ⅰ・Ⅱ」の方

（所得区分が「一般」と「現役並み所得者Ⅲ」の方は保険証兼高齢受給者証を医療機関窓口で提示することにより、自己負担限度額までの支払いとなりますので、限度額適用認定証の申請は必要ありません。）

【事前の手続きについて】

保険証・届出者本人と確認できるもの（運転免許証、パスポート、マイナンバーカードなど）・世帯主及び療養を受ける方の個人番号がわかるもの（マイナンバーカードなど）をお持ちのうえ、お住まいの区の区役所保険年金課窓口で申請してください。なお、郵送でのお手続きを希望される場合や本人が来られないなどの場合は、お住まいの区の区役所保険年金課にご相談ください。

＜1か月（1日～末日）の自己負担限度額＞

69歳以下	所得区分※1		自己負担限度額（世帯単位）		多数該当※2
		上位所得者	ア	252,600円＋（医療費総額－842,000円）×1%	
イ			167,400円＋（医療費総額－558,000円）×1%		93,000円
一般		ウ	80,100円＋（医療費総額－267,000円）×1%		44,400円
		エ	57,600円		
住民税非課税		オ	35,400円		24,600円
70～74歳	所得区分※1		外来（個人単位）	外来＋入院（世帯単位）	多数該当※2
	現役並み所得者Ⅲ※4		252,600円＋（医療費総額－842,000円）×1%		
	現役並み所得者Ⅱ※5		167,400円＋（医療費総額－558,000円）×1%		93,000円
	現役並み所得者Ⅰ		80,100円＋（医療費総額－267,000円）×1%		44,400円
	一般		18,000円※3	57,600円	
	住民税非課税	低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円	
低所得者Ⅰ		15,000円		—	

※1 所得区分は、診療月が1月～7月は前々年の所得、8月～12月は前年の所得を基に判定します。

※2 多数該当は、当該療養があった月を含め、過去12か月以内に高額療養費（世帯単位）に該当した月が3回以上あった場合、4回目以降の自己負担限度額に適用します。

※3 1年間（8月から翌年7月）の外来の自己負担額合計の限度額は144,000円となります。

※4 現役並み所得者のうち、住民税の課税所得が690万円以上である70歳以上の国保加入者及び同一世帯の70歳以上の国保加入者の方。

※5 現役並み所得者のうち、住民税の課税所得が380万円以上690万円未満である70歳以上の国保加入者及び同一世帯の70歳以上の国保加入者の方。

★高額な一部負担金を支払った場合の払い戻しについて（高額療養費制度について）

限度額適用認定証の提示ができなかった場合や複数の医療機関を受診した場合など、医療機関に支払った一部負担金が自己負担限度額を超えたとき、申請により、その超えた額を「高額療養費」として払い戻します。

【複数の医療機関を受診した場合の一部負担金の合算について】

69歳以下の方は、(1)受診者ごと、(2)医療機関（調剤薬局を含む）ごと、(3)外来、入院ごと、(4)医科、歯科ごとに分け、一部負担金が21,000円以上のもののみ合算することができます。

70歳以上の方は、金額に関係なく合算することができます。

【手続きについて】

保険証・届出者本人と確認できるもの（運転免許証、パスポート、マイナンバーカードなど）・世帯主及び療養を受けた方の個人番号がわかるもの（マイナンバーカードなど）・領収書・世帯主の口座番号がわかるものをお持ちのうえ、お住まいの区の区役所保険年金課の窓口で申請してください。ただし、国民健康保険料を滞納している場合は、支給を差し止めたり、未納分保険料に充てることがあります。

★自己負担限度額の支払いが困難な場合は？

災害や失業などにより、一時的・臨時的に生活が困窮し、一部負担金の支払いが困難となった場合に、申請により支払いを一定期間猶予したり（徴収猶予）、減額または免除（減免）する「一部負担金減免及び徴収猶予」という制度があります。

【対象となる方】

一部負担金の支払いが困難となった原因が自然災害や失業といった突発的な出来事で、これにより収入などが大きく減少した方（恒常的な生活困窮の場合は対象となりません）。なお、審査は生活保護制度に準じた基準を用いて判定します。また、国民健康保険料を滞納している場合は原則対象外ですが、やむを得ない事情があった場合は、個別事情を確認して判断します。

【減免期間】

申請月の初日から6か月以内

【手続きについて】

申請にあたっては、お困りの事情や受診状況、国民健康保険料の納付状況などをお伺いしたうえで、収入状況、生活状況、預貯金などの資産、一部負担金の見込などの書類を提出していただきますので、まずはお住まいの区の区役所保険年金課までご相談ください。

▶各区役所保険年金課の問合せ先

中央区（給付係）	☎ 011 (205) 3341	中央区大通西2丁目	中央区役所2階1番窓口
北 区（給付係）	☎ 011 (757) 2491	北区北24条西6丁目	北区役所1階10番窓口
東 区（給付係）	☎ 011 (741) 2529	東区北11条東7丁目	東区役所1階7番窓口
白石区（給付係）	☎ 011 (861) 2491	白石区南郷通1丁目南	白石区役所2階202番窓口
厚別区（保険係）	☎ 011 (895) 2594	厚別区厚別中央1条5丁目	厚別区役所1階9番窓口
豊平区（給付係）	☎ 011 (822) 2505	豊平区平岸6条10丁目	豊平区役所1階14番窓口
清田区（保険係）	☎ 011 (889) 2061	清田区平岡1条1丁目	清田区役所1階1番窓口
南 区（給付係）	☎ 011 (582) 4770	南区真駒内幸町2丁目	南区役所2階7番窓口
西 区（給付係）	☎ 011 (641) 6973	西区琴似2条7丁目	西区役所3階3番窓口
手稲区（保険係）	☎ 011 (681) 2568	手稲区前田1条11丁目	手稲区役所2階2番窓口

◎国民健康保険以外の制度について

経済的理由により適切な医療を受けることが困難な方々に対し、無料又は低額な料金を診療を行う「無料低額診療」という制度を実施している医療機関があります。（社会福祉法に基づく事業です）

【手続きについて】直接、実施医療機関に申請していただくことになりますので、詳しくは受診する実施医療機関にご相談ください。なお、どの医療機関が実施しているかについては、保健所医療政策課（☎011-622-5162）に名簿がありますのでお問い合わせください。